

## 告 示

### 埼玉県告示第六百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業熊谷中央地区（区画整理事業）の換地計画を平成三十年五月二十二日に定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及びその換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成三十年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 縦覧期間

平成三十年五月二十九日から

平成三十年六月二十六日まで

#### 二 縦覧場所

熊谷市役所妻沼行政センター